

令和5年度 テールゲートリフター特別教育助成事業 要綱

公益社団法人福岡県トラック協会

[目的]

第1条 この要綱は、公益社団法人福岡県トラック協会（以下「県ト協」という）が、トラックドライバーの荷役作業時における安全対策のため、会員事業者（以下「会員」という）が従業員に労働安全衛生法及び労働安全衛生規則で定められた「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」を受講させた際の受講料の一部を助成することで、労災事故防止を図り、安心、安全で安定した国内物流の維持・発展に資することを目的とする。

[助成対象]

第2条 令和5年4月1日から令和6年2月末日までに、助成対象の特別教育を受講した従業員が在籍している会員事業所を対象とする。

[助成対象期間]

第3条 助成対象期間は、特別教育の受講日が令和5年4月1日から令和6年2月末日までのものとする。

[助成対象教育機関]

第4条 福岡県内又は隣接県（佐賀県、熊本県、大分県及び山口県に限る）内の教育機関を対象とする。但し、出張講習、オンライン会議システムによる受講については、この限りではない。

[予算額]

第5条 予算額は11,400,000円とする。

[助成額]

第6条 助成額は教育内容に応じて以下の通りとする。

なお、下記（1）～（2）の教育につき助成対象期間中にそれぞれ1人1回限りとする。

（1）荷役作業者向け特別教育

受講料の半額（1円未満は切り捨て）とし、特別教育を受講した者に対し1人当たり4,000円を限度に助成する。

なお、会員の保有車両台数（前年度2月末の会費の車両割りの台数）の1.2倍（小数点以下切捨て）の人数を限度とし、前年度3月1日以降に入会した会員は入会時の車両割りの台数の1.2倍（小数点以下切捨て）の人数を限度とする。

（2）特別教育のインストラクター養成講習

講習を受講した者に対し1人当たり20,000円を限度に助成する。

助成人数は1会員に対し3名までとする。

[申請受付期間]

第7条 助成交付請求の申請受付期間は、令和6年1月9日から令和6年2月末日までとする。

2 前項の受付期間において、助成交付請求を先着順で受け付け、申請額が第5条に定める予算額に達したとき、その時点で助成交付請求を締め切るものとし、県ト協はその旨を会員に通知する。

なお、その時点で受けている助成交付請求については、調整の上、助成金額を決定するものとし、その場合には助成上限額が支払われないことがある。

3 県ト協は、助成交付請求を受理した場合、その旨を会員へ通知しなければならない。

[申請書類]

第8条 会員は第7条第1項に定める期間に、次の助成交付請求の書類を県ト協に申請する。

- ①助成金交付請求書（様式1）
- ②受講者名簿（様式2）
- ③健康保険証（写）
- ④特別教育の受講を証明する書類
- ⑤支払いを証明する書類（写）

※領収書（写）は会員事業者宛のみ有効で、従業員個人宛の領収書（写）は不可。

[助成金の交付]

第9条 県ト協は会員から第8条の申請があったときは、速やかに審査し、当要綱に付した条件に適合すると認めたとき、会員に対し助成金を交付する。

[助成金の返還]

第10条 県ト協は、会員から提出された書類の内容に虚偽の事実が判明した場合、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

[その他]

第11条 この要綱に定めのない事項が発生した場合、労務厚生委員会において協議するものとする。

[附則]

本要綱は、令和6年1月9日から適用する。